別表第八２(12)イに次のように加える。

(リ)　電気温水器であつて、電気便座を有するものの器体の内部配線で可動する部分に接続するものにあつては、可動範囲において５秒間に１回の割合で20,000回（往復で１回とする。）折り曲げたとき、配線が短絡せず、素線の断線率が30％以下であり、附表第三の２の絶縁耐力試験を行ったとき、これ適合し、かつ、各部に異状が生じないこと。ただし、危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。

別表第八２(32)ロ中「適合すること。」の下に「ただし、屋外カメラ用ハウジングに用いる凍結又は凝結防止用電熱器具にあつては、当該ハウジングを正常に取り付けた状態において、附表第三１、２及び５(3)の試験に適合するか、又は、以下の(イ)及び(ロ)に適合すること。」を加え、同表２(32)ロに次のように加える。

(イ)　附表第三１、２及び３の試験を行つたとき、これに適合し、かつ、充電部に水がかからない構造であること。ただし、通常の使用状態において、充電部に水がかかつた場合に、危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。

(ロ)　屋外カメラ用ハウジングの筐体を開いた状態で、附表第三６(1)の試験を行つたとき、これに適合すること。

別表第八２(33)イに次のように加える。

(チ)　電気抵抗材料を電気絶縁材料に積層したシート状の発熱体（以下、面状発熱体という。）を有する電熱シートであつて、床下に施設するものにあつては、別表第八１(2)ソにおいて、「定格電圧」を「対地電圧」と読み替えるものとする。

(リ)　面状発熱体を有する電熱シートであつて、床下に施設するものにあつては、その外郭を別表第八１(2)ツ(ハ)における「人の触れるおそれのある非金属部」とは見なさない。

別表第八２(33)ハ(ロ)中「(イ)」の下に「及び(ロ)」を加え、同表２(33)ハ(ロ)を同表２(33)ハ(ニ)とし、同表２(33)ハ(イ)の次に次のように加える。

(ロ)　面状発熱体を有する電熱シートであつて、床下に施設するもの（コンクリート又はモルタルに埋設するものを除く。）のうち、木材の枠の中又は上に据え付けるためのものは、次に掲げるａからｃの試験条件において、自動温度調節器を有するものにあつてはその動作温度を最高温度にセットし、自動温度調節器を有しないものにあつてはそのまま、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を各部の温度上昇がほぼ一定となるまで連続して加えたとき、この間の各部の温度は附表第四の左欄に掲げる測定箇所（同表７及び８の測定箇所を除く。）にあつてはそれぞれ同表の右欄に掲げる値以下であり、次の表の左欄に掲げる測定箇所にあつてはそれぞれ同表の右欄に掲げる値以下であること。

ａ　木材の枠の中に据え付けるための電熱シートは、図１に示すような試験用構造物に施工する。木材の枠の上に据え付けるための電熱シートは、図２に示すような試験用構造物に施工する。面積４㎡以上、短径が２m以上のエリアに三つ以上の電熱シートを置き、試験用の電熱シートは中央に置く。電熱シートの下に、熱抵抗が約５㎡Ｋ／Ｗの熱絶縁材を置く。電熱シートは、部材の間その他の木造構造の部分の上に配置できるよう注意を払う。試験用構造物の厚さ12㎜の床で、カバーする。

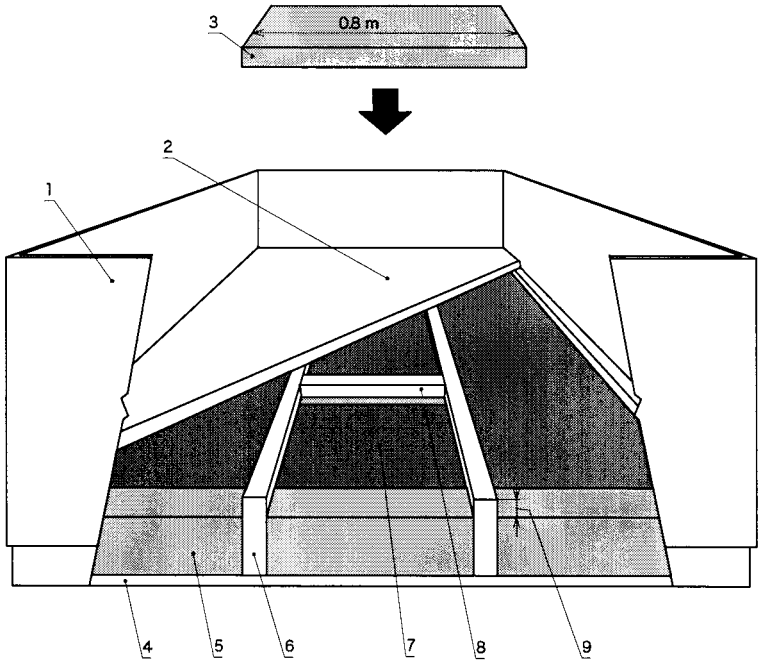
ｂ　試験用構造物は下面から少なくとも0.1m、上面から少なくとも1.5mの自由な空間をとる。試験用構造物は、上面から少なくとも１m上に広がる木板で囲む。

ｃ　約1.25㎡Ｋ／Ｗの熱抵抗をもつ熱絶縁材の片は、図１及び図２に示す電熱シートを横切る床の中心に施工する。熱絶縁材の片は長さを0.8m、幅を試験用電熱シートと等しくする。ただし、図２を使用する場合は、熱絶縁材の片を電熱シートの自動温度調節器が最も少ない位置に（熱絶縁材の片の下の自動温度調節器が最も少ない数になるように）置く。また、電熱シートの長さ又は幅が0.8mよりも大きい場合は、熱絶縁材の長さ又は幅は0.8mを最大とする。

測定箇所	温度（℃）
試験品の外郭	100
熱絶縁材の片の端から５㎝外側の床表面	42
試験構造物の木材	80

（備考）１　この表において、基準周囲温度は、20℃とする。
２　温度の測定は、熱電温度計法とする。

図１



1　木板
2　床
3　熱絶縁材の片
4　熱絶縁材の支持物
5　熱絶縁材
6　50㎜×200㎜の木材の枠
7　電熱シート
8　クロスメンバ
9　空げき（隙）

（備考）　８及び９については設計上要求がある場合に限る。